

投票立会人を募集します

大間町選挙管理委員会では、有権者の選挙に対する関心を高めるとともに、親しみのある投票所を目ざして、投票立会人を募集します。

1. 応募資格

- (1) 大間町に継続して、1年以上住所を有していること。
- (2) 大間町選挙人名簿に登録されていること。

※ 特定の候補者の選挙運動に携わっている方や候補者の親族の方は応募をご遠慮ください。
※ 現在登録されている方で、令和2年に登録した方は再登録手続きが必要です（対象者には後日、個別に案内文書を送付します。）それ以降の登録者は登録期間がまだありますので応募の必要はありません。

2. 応募期間 令和5年2月1日から同月28日まで

3. 応募方法 大間町投票立会人応募申請書を作成のうえ、大間町選挙管理委員会へ提出ください。（応募申請書は、選挙管理委員会で用意しているもの又は、ホームページからダウンロードしてください。）

4. 登録期間 今回の募集で要件が認められた方は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間登録されます。

5. 募集する投票立会人

- (1) 投票立会人「投票日当日」
 - ・ 時間 午前7時から午後8時まで（時間に変更になることがあります）
 - ・ 場所 町内施設に開設する投票所
 - ・ 報酬 10,900円（R4年度実績）
- (2) 期日前投票立会人「告示日の翌日から選挙執行日前日まで」
 - ・ 時間 午前8時30分から午後8時まで
 - ・ 場所 庁舎に開設する期日前投票所
 - ・ 報酬 9,600円（R4年度実績）

※ (1)(2)ともに食事は、各自で準備いただきます。

6. 投票立会人の主な仕事

投票所内における、以下の事務執行に立会い、投票及び投票事務が公正かつ適正に行われているかどうかを確認・監視します。

- ・ 投票所の開閉に立ち会うこと。
- ・ 選挙人（投票する者）が投票所に入場してから、投票用紙を間違いなく投票箱に入れ、退場することの確認。
- ・ 投票箱の閉鎖に立ち会うこと。
- ・ 代理投票補助者の選任等、投票管理者から意見を求められた事案について意見を述べること。
- ・ 投票録を確認し署名（自署）すること。

※ 最初の選挙人が投票する前に、投票所内にいる選挙人の前で投票箱を開き、投票箱に何も入っていないことの確認に立ち会うこと。（期日前投票所では初日のみ）

7. 登録から選任まで

- ・ 申し込まれた方で要件を満たしている方を登録し、選挙が行われるごとに従事の可否や希望日等を確認します。
- ・ 各投票所立会人は2人又は3人（選挙により異なります）期日前投票所立会人は2人。
- ・ 希望者多数の場合は抽選により選任しますので、ご希望に添えないこともあります。
- ・ 登録を解除する場合は、申し出てください。
- ・ 登録した方の個人情報、投票立会人事務の目的以外使用しません。

お問い合わせ先 大間町選挙管理委員会 Tel.37-2111